

申 請 者 様

飯島町長
(担当課 住民税務課)

浄化槽清掃業の許可申請について

浄化槽清掃業を営もうとする者は「浄化槽法」第35条により、町長の許可を受けなければなりません。

許可には次の事項が要件となりますので、確認の上、別紙により許可申請の手続をしてください。

1. 許可は2年毎に更新を受けなければその効力を失います。
2. 「飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、次の区分による許可申請手数料の納付が必要です。

①許可申請書（新規）	1件につき	12,000円
②継続許可申請	1件につき	10,000円
③変更許可申請	1件につき	3,000円
④許可証再交付申請	1件につき	2,000円

3. 次の各号に適応しなければ許可は受けられません。

(1) 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 浄化槽法又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ロ 浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者。

ハ 法人であるものが、浄化槽清掃業の許可を取り消された場合においてその処分があった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの。

ニ 浄化槽清掃業の事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると認めるに足りる相当の理由がある者。

- へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ト 一般廃棄物処理業の許可を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。
- チ 一般廃棄物処理業者で法人であるものが、許可を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者で処分があった日から2年を経過しないもの。
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでの一つに該当するもの。
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでの一つに該当する者があるもの。

4. 浄化槽清掃業者は、清掃の技術上の基準に従い清掃を行わなければなりません。
5. 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を他人に委託してはなりません。
6. 浄化槽清掃業者は、帳簿を事業所ごとに備え、厚生労働省令で定める事項（イ・清掃年月日、ロ・清掃を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び該当浄化槽の設置場所）を記載しなければなりません。
7. 帳簿は1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間事業所ごとに保存しなければなりません。
8. 浄化槽清掃業者は、事業ごとに見やすい場所へ、厚生労働省で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。